「みなし自由脱退」に関するお知らせ（公告）

松江保健生活協同組合では、2026 年３月 31 日をもって「住所不明組合員のみなし自由脱退手続き」を行います。今回、定款第 10 条２項と３項及び「所在不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する規則」に基づいて、「みなし自由脱退」対象者の公告を行います。

2025 年 11 月 22 日
松江保健生活協同組合
理事長　髙濵　顕弘

１．「みなし自由脱退」対象の組合員とは

毎年５月 31 日を基準日として、
（1）「出資持高通知書」や毎月の「強い体」が届かず、住所不明が３年以上続いている組合員。
（2）生協病院などの事業所利用が１年以上ない組合員。
（3）出資金の増資・減資等が１年以上ない組合員。
以上、３つの点すべてに該当する方です。

２．公告期間は 2025 年 11 月 30 日から 2026 年２月 28 日までです

「みなし自由脱退」対象の組合員に当てはまる方は、お近くの事業所または本部事務局総務部までご連絡下さい。

３．連絡がない場合「みなし自由脱退」の手続きを行います

期間内に連絡がなく、実在が確認できないときは、定款第 10 条２項「脱退の予告があったもの」とみなし、「みなし自由脱退」の手続きを行います。
この方法によって脱退した組合員については、後日、本人からの申し出があれば、規則に基づいて出資金を返還、あるいは組合員資格を回復します。

お問い合わせ先
松江保健生協総務部
☎0852-22-0723